○富田委員長　次に、宮川伸君。
○宮川委員　立憲民主党の宮川伸でございます。
まず、コロナウイルス第三波が押し寄せてきているということで、多くの国民が大変心配に感じているんじゃないかなというふうに思います。
そういった中で、大学生の就職内定率、七〇％を割り込むということで、リーマン・ショックに次ぐ下げ幅だということで、これは本当に問題だと思っておりますが、こういった若者もしっかりと救っていかなきゃいけないなというふうに思っています。
それとともに、廃業に関しても私はちゃんとウオッチをしていく必要があると思っています。少し前のニュースになってしまうんですけれども、東京商工リサーチの方の記事ですが、二〇二〇年一月から八月に全国で休廃業、解散した企業は三万五千八百十六件、前年同期比の二三・九％増だった。このペースが続くと、年間五万三千件を突破して、調査以来の最多になるだろうというようなことも予想されています。
今、コロナがやはり長期化している。それで、持続化給付金なんですけれども、五月に最初の支給が始まりましたが、これだけ長く続くと、一回の持続化給付金で本当にもつかということが起こってきます。二回目の持続化給付金等もやるかどうか検討する必要があると思うんですが、私、大事なのは、たくさん廃業が出てしまったり倒産が出てしまってから慌てて持続化給付金の発表をしても遅い。そうではなくて、やはり早目に、こういう状況になったら、持続化給付金、二回目出して、ちゃんとやるよと、そういうことがあれば、事業者さんも、ではもう少し頑張ろう、ちょっと廃業をもう少し待とうという気になると思うんですね。
その一つが、やはり、自粛要請だとかそういったものが出るかどうか、緊急事態宣言はもちろんですが、もう既に北海道でそういう動きになっている中で、考え始めなきゃいけない時期だと思いますが、大臣、この持続化給付金、二回目も含めて、どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。
○梶山国務大臣　政府全体で、どういう対策をするかということを常に議論をしております。
これまでも、細かくは申しませんけれども、持続化給付金、家賃の支援給付金、さらにまた、さまざまな融資の仕方などをやってきたところでありますけれども、今委員がおっしゃったように、少し患者数がふえてきている。ということで、サービス業を中心として制限のお願いをする可能性があるということで、今週の本部の会合で、そういう協力要請推進枠というものをつくって、五百億円の枠をつくったところであります。これは自治体によってその色合いというのは違いますから、そういったもので、自治体が多分都道府県単位で使えるような形で、そういうものを創設したものであります。
さらに、今後の話でありますけれども、感染症の状況や経済動向も注意深く見きわめながら、これは毎週しっかり議論していますから、その上で、委員がおっしゃるように、できるだけ早くそういうものは周知してほしいということも念頭に置きながら考えてまいりたいと思います。
○宮川委員　ありがとうございます。
もう一つ、ＰＣＲ検査の件なんですが、ＰＣＲ検査をしっかりふやしてほしいということをずっと言い続けてきております。経済を回しながら何とか前に進んでいくために私はすごく重要だと思うのは、やはり死亡者数を上げない、医療破綻が起こらないようにする、医療崩壊が起こらないようにする、これ

が非常に重要なわけですね。

ですので、私、ずっと言ってきているのは、少なくとも介護士さんや看護師さんやこういった命に近いところで働いている方々は、仮に症状が出なくても、例えば家族に発熱者が出ちゃってちょっと心配だとか、そういうときでも受けられるようにＰＣＲ検査をしっかりと整えていくべきだということをずっと、もう何カ月も前から言い続けています。

厚生労働省は、こういった介護士さんや看護師さん、あるいは高齢者の方に対して行政検査の幅を広げているわけでありますけれども、ただ、現場はどうかというと、実際に、ＰＣＲ検査の数がやはり少ないので、そういったニーズまで応えられていないんですね。ですから、しっかりとＰＣＲ検査の数をふやしていかなきゃいけないということでありますが、以前から、プール方式という複数人のサンプルを集めて測定をする、これをやるべきだというのも、何カ月も前。世界ももう既にやっているわけでありますが、いまだにこれが動かないということで、自治体からも何でこれは動かないんだということが質問で来ているんですが、政府、今、現状はどのようになっていますでしょうか。

○佐原政府参考人　お答えいたします。

一度に複数の検体を検査するいわゆるプール検査につきましては、現在、国立感染症研究所において、その検査性能及び再検査を含む総コスト、時間等について研究を実施しているところでございます。

プール検査については、こうした検査性能に係る課題のほか、技術者が慎重に複数の検体を異物の混入がないよう一つにまとめることは非常に手間がかかるなど、実用化に向けても課題があると聞いており、どのような方法が適切か研究を進めているという状況でございます。

○宮川委員　私、もう本当に三カ月くらい前からこれを言っていて、ほとんど内容は変わらないんです。私は、経産大臣にお願いをしたいのは、これは余り、そんなすごいイノベーションが必要な話じゃないんですね。

私、幾つかのそういう企業とお話をしていますけれども、感度の問題があるんですが、一回精製をすれば、量がふえるのは余り関係ないんです。例えば磁気ビーズを使うとか、そんなに大きなイノベーションは必要ないわけですから、例えばＮＥＤＯがばんとお金を出して、こういうのをやるんだというふうにやって、お金をつぎ込んで、それでサポートすべきだと思うんですよ。そういった、経産省がこういったＰＣＲ検査、プール方式のやつをちゃんと測定できるようにサポートしているのかというようなことを業界の人にちょこっと聞いてみても、いや、ちょっとわからないというような感じなんですね。

私はもっと、経産省も厚労省任せじゃなくて、技術部分に関してはバックアップをして、本当に国難なわけでありますから、ぜひ力を入れていっていただければと思います。ちょっと、これで。済みません。

それで、次の話題に移りたいと思いますが、日本学術会議の問題が大きく取り上げられています。

この問題なんですが、まず、予算委員会でも、六人の学者さんが排除されたことが何でなんだという質問がたくさん出ましたが、菅総理がきちんと答えていらっしゃるかということですけれども、閣僚の一人として、大臣は、この問題についてちゃんと政府は答えているというふうに思われますでしょうか。

○梶山国務大臣　まず、私は所管外であるということ、そして、日本学術会議の会員の任命については、これまでも日本学術会議法の規定に基づいて、任命権者であります内閣総理大臣が適切に判断したものであるとして説明がなされてきているところと認識をしています。

その上で、一般論として、政府の説明が十分であるか否かにつきましては、内閣の一員である私が判断すべきものではなく、国民の皆様が判断されることであり、必要ならば丁寧な説明を続ける姿勢が重要

と考えております。
○宮川委員　しっかり国民に丁寧な説明をするように、大臣からも閣僚の一人として菅総理に言っていただきたいと思いますが、そういった中で、今、もう一つ、六人の先生の話のほかに、日本学術会議の組織の見直しの話も出ています。
　これは、菅総理が、学術会議自体に官房長官時代からさまざまな懸念を持っていたというような、以前から懸念があるということをおっしゃっています。私は、この一つの懸念が軍学共同研究の問題ではないかと。軍学共同研究に関して日本学術会議はコメントを出しているわけでありますが、これのことも含まれているんじゃないかというように思っております。
　少しその点に関して質問していきたいわけでありますが、前の安倍政権のときには、武器輸出三原則が撤廃をされて、防衛装備庁がつくられて、武器を海外にじゃんじゃん売っていくということが推し進められてきているわけでありますが、政府の方に、では、実際に、アメリカ以外の国で防衛装備品で売れた実績はあるのか、ある場合は、何を、いつ、どこの国に売ったのか、端的にお答えください。
○青柳政府参考人　お答えいたします。
　我が国から米国以外の国に対する完成装備品の移転実績は、無償譲渡を除けば、フィリピンへの警戒管制レーダーの移転一件でございまして、これについては本年八月に契約が成立したところでございます。
○宮川委員　最近、一件がフィリピンに売れたということでありますが、以前、潜水艦がオーストラリアに売れなかったり、Ｐ１哨戒機がイギリスやニュージーランドに売れなかったりということで、なかなか売れなかったわけであります。
　そういった中で、軍学共同研究を進めて、基礎研究、最先端の武器の研究をすることによって、海外にそういった技術が売っていけるようにということが推し進められてきたわけでありますが、そういった中で、防衛省の方から安全保障技術研究推進制度という制度ができて、このものが進んでいるわけでありますが、政府の方に、今年度と来年度の予算額は幾らでしょうか。数字だけお願いします。
○堀江政府参考人　お答えいたします。
　令和二年度の予算額は約九十五億円、令和三年度概算要求額は約百二億円でございます。
○宮川委員　これは結構な額の予算がついているわけです。
　では、この制度に大学が応募した割合、過去も含めて何％大学が応募をしてきているか、過去のものも、数字だけ教えてください。
○堀江政府参考人　お答えいたします。
　安全保障技術研究推進制度における大学等の応募の割合は、平成二十七年度は約五三％、平成二十八年度が約五二％、平成二十九年度が約二一％、平成三十年度が約一六％、令和元年度が約九％、令和二年度が約八％となっております。
○宮川委員　資料の一にそれをちょっとまとめてありまして、少し数字が違っているのであれかもしれませんが、資料がついておりますのでごらんください。
　そういった中で、三年目からどんどん大学の申請件数が減っているんですね。何で減っているかといえば、これがさっき言っていた、恐らく菅総理の懸念点だと思うんですけれども、日本学術会議が声明を出した年から減っていっているわけです。
　では、日本学術会議がどういう声明を出しているのかということを少し紹介をします。

日本学術会議は一九五〇年に戦争を目的とする科学研究には絶対に従わない決意の表明を、また一九六七年には軍事目的のための科学研究を行わない声明を発出した。半世紀を経過し、近年、再び軍事と学術とが各方面で接近を見せている。

ちょっと飛ばして、二度にわたり声明を出した背景には、科学者コミュニティーの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。科学者コミュニティーが追求すべきは、学術の健全な発展であり、これを通して社会からの負託に応えることであるが、学術の健全な発展への影響について慎重な検討を要するのは、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる分野であると。

少し飛ばしまして、科学者が、みずからの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することは難しい。研究の出口を管理し切れないからこそ、まずは入り口において慎重に判断を行うことが求められる。

飛ばして、科学者の研究成果は、時に科学者の意図を外れて軍事目的に転用され、場合によっては攻撃的な目的のために使用され得る。大学等の各研究機関は、施設、情報、知的財産等の管理責任を有し、自由な研究環境や教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究については、その適切性について、目的、方法、応用の妥当性の観点から、技術的、倫理的に審査する制度を設けることが望ましいということが、日本学術会議が言っていることであります。

それでは、政府の方にお聞きしたいんです。

きょう、文科省の方から政務官もお願いしていたんですけれども、ちょっと来られなくなってしまったということであれなんですが、令和元年の安全保障技術研究推進制度、全採択件数と物質・材料研究機構が採択した件数、件数だけ教えてください。

○堀江政府参考人　お答えいたします。

令和元年度の安全保障技術研究推進制度で採択した全件数は二十一件、そのうち、物質・材料研究機構の研究課題、これを採択いたしました件数は五件となっております。

○宮川委員　全件数の四分の一は物質・材料研究機構が採択していると。ちょっと私の感覚からすると、すごい数を採択しているなというのが私の感覚なんですが。

では、全期間において、このグラントで、物質・材料研究機構が採択された件数、総件数は幾つでしょうか。

○堀江政府参考人　お答えいたします。

平成二十七年度にスタートした制度でございますが、平成二十七年度から令和二年に安全保障技術研究推進制度で採択した物質・材料研究機構の研究課題の件数、これは、分担研究機関としての採択も含めまして十八件となっております。

○宮川委員　十八件が採択をされていると。軍事関係の研究に関して、物質・材料研究機構だけで十八研究が行われているということなんですね。これは非常に私は数が多いというふうに思っているわけでありますが、ちょっときょうは政務官がいらっしゃらないので、政府の方に。

では、日本学術会議がこういう声明を出している中でこの数という、今の状況をどのように文科省は認識していらっしゃいますでしょうか。

○塩崎政府参考人　お答えいたします。

国立研究開発法人における多義性のある科学技術に関する研究につきましては、法人それぞれの組織の目的に即して検討を実施されると承知しております。

その上で、物質・材料研究機構におきましては、基礎基盤研究であること、研究成果が同機構に帰属すること、研究成果が公表できることの三基準を満たした場合のみ、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度等に応募できることとし、必要に応じて同機構内外の有識者の意見も参考として、応募の可否について個別具体的に決定しているものと承知しております。

○宮川委員　先ほどの十八件というものですけれども、やはり多くて、ちょっとはたから見ると、物質・材料研究機構が兵器開発の下請の基礎研究をやっているように見えてしまうわけですね。

では、日本学術会議は、ちゃんとこういうのを倫理的に大丈夫かどうか審査をする、あるいは委員会をつくる、あるいはガイドラインをちゃんとやるべきだと言っていますが、この十八件の研究は、ちゃんとそういった、委員会にかけられたりガイドラインに沿って採択されているものなんでしょうか、文科省。

○塩崎政府参考人　お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、物質・材料研究機構におきましては、基礎基盤研究であること、それから研究成果が同機構に帰属すること、研究成果が公表できることの三基準を満たした場合のみ、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度等に応募できることとして、必要に応じて同機構内外の有識者の意見も参考として、応募の可否について個別具体的に決定をしているということでございます。

○宮川委員　もう少しちょっと突っ込んでお伺いしたいところなんですが、政務官もいないので、この文科省の話はここで一回やめますが、私は、ちゃんとやっていないと思います。ことしになって新たにガイドラインみたいなものをつくったみたいですけれども、文科省の幾つかある機関ではガイドラインすらいまだにない、日本学術会議がそういうものをつくるべきだと言っているのに、ない機関が幾つもあるというのが私の認識ですから、その今軽い答弁ではなくて、しっかりとつくって、倫理的にも判断をしていただきたいと思います。

資料の二枚目をごらんいただきたいです。

ここは経産委員会なので、経産の問題で出しますが、安全保障技術研究推進制度に関して出されている研究内容とＮＥＤＯが採択している研究内容で、非常に近いものがあります。いろいろ調べたんですが、二つ例を出させていただきました、典型的なものを。

まず一つ目の例、上の例でありますが、防衛省と書いてあるのが安全保障技術研究推進制度であります。これは、酸化ガリウムという材料を使ってデバイスを開発するという内容です。ＮＥＤＯのものも、赤字で書いてありますが、同じ材料、酸化ガリウムを使ったデバイスの開発。研究する企業は同じ企業、研究期間もほぼダブっている。契約金額は一億円ぐらい入っているということです。

二つ目の例でありますが、防衛省の方、高強度ＣＮＴ、これはカーボンナノチューブでありますが、これを使った材料の開発のようなものをやっている。ＮＥＤＯさん、これは、研究課題はちょっとわからない題名ですが、概要がありまして、やはりＣＮＴ、カーボンナノチューブを使った高強度の何か材料の開発をする。提出している会社さん、大学は同じであり、期間もダブっていて、契約金額、助成金、十億円を超すような金額が出ているということであります。

これは、非常に軍事研究と近いものをＮＥＤＯがやっているというように思いますが、大臣、こういったことはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○梶山国務大臣　ＮＥＤＯは、産業競争力強化等の観点から、研究開発プロジェクトの資金を企業、大学、研究機関等に配分する機関であります。

軍事的安全保障研究を目的とした研究開発への資金提供は行っていませんが、昨今、先端技術の多く

について軍事と民生の境界線が曖昧になっております。デュアルユースと言われるものでありますけれども、開発された技術が民生用途以外でも活用されることが想定をされます。例えばドローンなんかもそうですし、さまざまな素材もそうだと思っております。

そういったものも含めて、ＮＥＤＯにおいては、実施者に対して輸出管理体制の整備を求めているところでありますし、また、しっかりとそういう認識を持った上での、技術の漏えい等がないように、安全保障上の観点にも十分に留意してまいりたいと思っております。

○宮川委員　これは、しっかりと審査というか検討をしているかということが問題になると思うんですけれども、日本学術会議も言っているわけで、ちょっとこれはもう一回、後ほど、どのぐらいちゃんと審査しているのかというのをお伺いしたいと思いますが。

次に、研究ではないんですが、武器の見本市というのが安倍政権になってから国内で幾つも行われるようになっています。

資料の三番目にちょっとこのものを出しましたが、例えば、マストアジア二〇一七、幕張メッセで行われていますが、これは経済産業省が後援をしています。あるいは、昨年、ＤＳＥＩジャパンというのが、これも幕張メッセでやられていますけれども、これも経済産業省が後援をしております。

これは、後援をしていいかどうか、省内でちゃんと判断して後援をされているんでしょうか、大臣。

○梶山国務大臣　先ほども申しましたけれども、防衛分野では、近年、ＡＩやドローン等の技術が急速な発展を遂げておりまして、国際的な防衛装備展示会では、これらの最先端技術や製品が展示をされております。これもデュアルユースだと思っております。

こうした国際展示会については、最先端の技術情報や人の交流を促進し、国内の防衛産業のみならず、関連産業の基盤の維持強化につながることから、当省の関連規程に基づいて、後援名義の使用を承認しているということであります。

なお、承認の審査に当たっては、非人道的兵器など国際条約や国内法令に違反するような展示がないか、確認を行うこととしております。

○宮川委員　どのぐらいちゃんとチェックされているのかということが問題になると思うんですが、四という資料をちょっとつけさせていただきました。

これは、行った人がもらえる本なんですが、イベントディレクターから、インタビューというのがあるんですね。下に書いてあります。近年の日本国憲法の一部改正に伴い、軍備拡大、自衛隊の海外派遣、日本の防衛産業のより積極的な海外展開が可能になったこともあり、日本でこのようなものを開催しますというのがこの中に書かれて配られているわけです。

これは、大臣、審査して、適当なんですか。

○福永政府参考人　御指摘の件は、防衛装備や関連技術の展示等を行うイベントでして、経済産業省名義等の使用に関する規程に基づきまして、資料をいただいていますが、鉱工業又は商業の発展に特に寄与すると認めて後援名義の使用を承認したものでございます。

さらに、審査においては、この規程に基づき、経済産業省の政策について誤解を生じるおそれがないこともあわせて確認させていただいておりまして、国際条約や国内法令に違反する兵器の展示等を行うイベントには後援名義の使用は承認しないこととしております。後援名義の使用を承認したイベントは、こうした兵器を取り扱ったイベントではないためということで、今回の後援は適切であると判断したところでございます。

○宮川委員　審査が、さっきのＮＥＤＯの方もそうですが、やっている、やっていると言っていますけれども、ほぼやっていないというふうに私は思いますが、これは実際には審査のときにはわからなかったかもしれませんが、これが出て、これが話題になっているわけです。

一月か二月にもほかの議員が質問しているみたいですが、ちゃんと経産省は抗議されたんでしょうか、これに関して。抗議されましたか。

○福永政府参考人　抗議はしておりません。

○宮川委員　やはり私は、これはどんどんなし崩し的に、これは日本学術会議が懸念をしているわけですね、声明を出して。近年、こういった軍事と、これは学術じゃないかもしれませんけれども、各方面で接近を見せている、だから注意しなきゃいけませんよ。ですから、倫理委員会なんかも設けて、ちゃんと一つ一つ丁寧に、これはやるんだ、これはだめだよとやらなきゃだめですよと。経産省は余りにもいいかげんだと思いますよ、私。

それで、例えば、遺伝子組み換えの動物実験であったりとか人の臨床試験だったりとか、クローンなんかもそうかもしれませんが、こういった分野は、そういった倫理に関する検査というのは非常に厳しいわけです。きちっと委員もつくって、その中には、専門家の先生だけではなくて、あるいは科学技術的な話の弁護士さんだとか、あるいはある一定の人数、女性を入れたりとか、そういった倫理委員会をつくって丁寧に、これは大丈夫かどうかという判断をしているわけです。

だけれども、こういった日本学術会議が指摘をしているのに、きちっと経産省はそういったことをやっていないというふうに私は思いますが、大臣、やっているならやっていると答えてほしいですが、どうでしょうか。

○梶山国務大臣　先ほども申しましたように、承認の審査に当たりましては、非人道的兵器など国際条約や国内法令に違反するような展示がないか確認を行うこととしておりますということです。

そして、パンフレットの一字一句までは調査をしていないと思っております。

○宮川委員　この武器見本市の方もそうなんですが、特に研究の方、ＮＥＤＯやあるいは産総研、私は、産総研もまだちゃんとしたガイドラインや倫理委員会がないというふうに聞いておりますので、しっかりと産総研やＮＥＤＯやそういったところもこういった軍事に関する研究に関してはチェックをする倫理委員会をつくって、どれはいいけれども、どれはだめだということがちゃんと国民に説明できるように整備してほしいということをお願いして、時間が来ましたので、私の質問といたします。

ありがとうございました。